

第1章

計画策定の基本的事項

1 ● 計画策定の趣旨

私たちの豊かな暮らしや経済活動は地球環境という基盤があってはじめて成り立ちます。この地球環境を損なうことなく持続的に社会を発展させていくためには、地球温暖化への対応、自然との共生とともに、市民一人ひとりが身近なごみについて考え、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）・再使用（Reuse：リユース）・再生利用（Recycle：リサイクル）といった3Rの重要性を認識し、できるだけごみを減らし、ごみとなったものも資源として循環利用する社会を構築していくことが必要です。

これまで新潟市は、平成17年に近隣13市町村と合併し、平成19年4月には本州日本海側初の政令指定都市として新たな一步を踏み出しました。また、これと併せて平成19年6月に前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、地区ごとに異なっていた分別制度を統一しました。そして、この新しい制度のもとで、市民・事業者・市が一体となってごみの減量と資源化に懸命に取り組んだ結果、家庭系ごみの大幅な削減や資源化率の向上といった大きな成果を挙げることができました。

新ごみ減量制度により、分別とリサイクルについての意識が一定程度定着したといえる今日、循環型社会への歩みを着実なものとし、田園型政令市の豊かな環境を未来の子どもたちに引き継いでいくためには、3Rのうち特に発生抑制に力点を置き、さらなるごみの減量化と資源化を推進していく必要があります。

このため、前計画の中間年度にあたる平成23年度に、新潟市清掃審議会に対し「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」と題して、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」及び「事業系ごみの減量施策のあり方」を諮問し、5回に渡る審議を経て、平成23年9月に答申をいただきました。

81万市民が一丸となって、持続的な新潟市の発展を目指し、循環型社会の構築に向けた取り組みを加速させるため、この答申で示された方向性を踏まえ、新たな目標を実現するための施策を盛り込んだ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。



図1 計画の推進経緯

2 ● 計画の概要

1 ● 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定・改定するものです。

本計画の内容は、関係法令（循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の理念や各種制度・計画の内容を踏まえ、「新・新潟市総合計画」、「新・新潟市環境基本計画」等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針として位置づけるものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

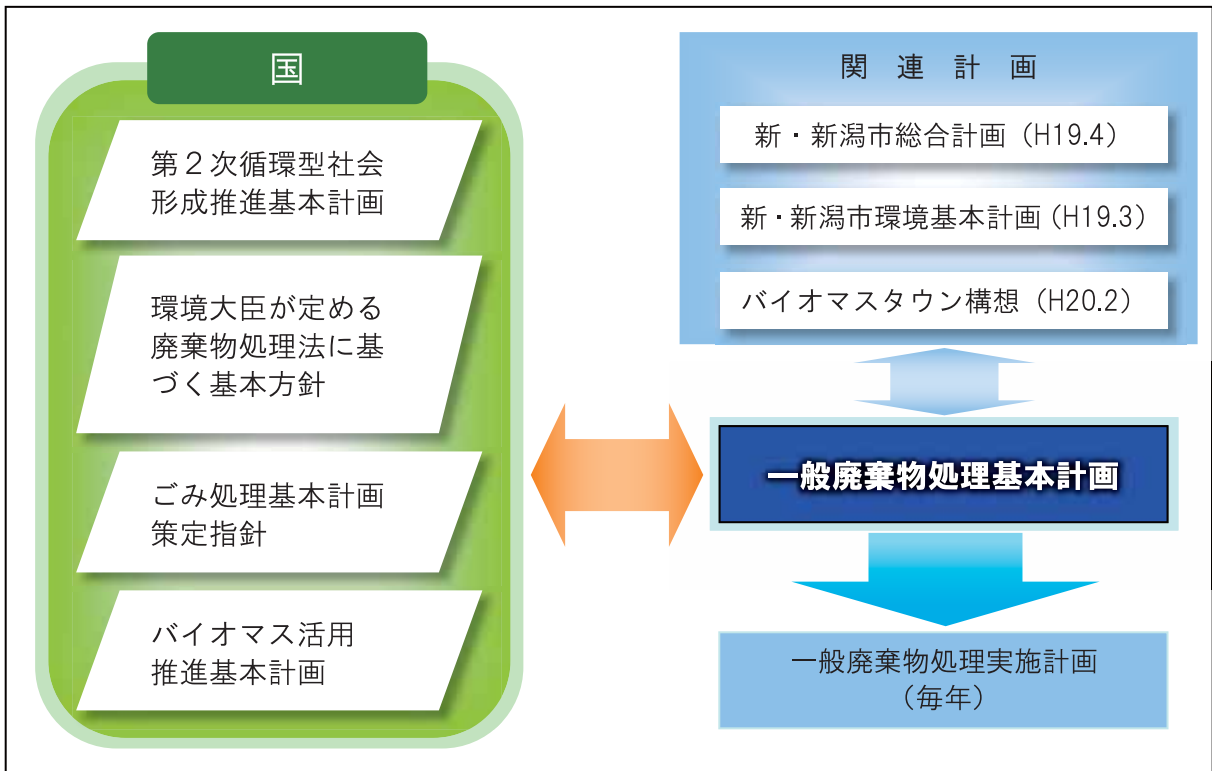


図2 計画の位置づけ

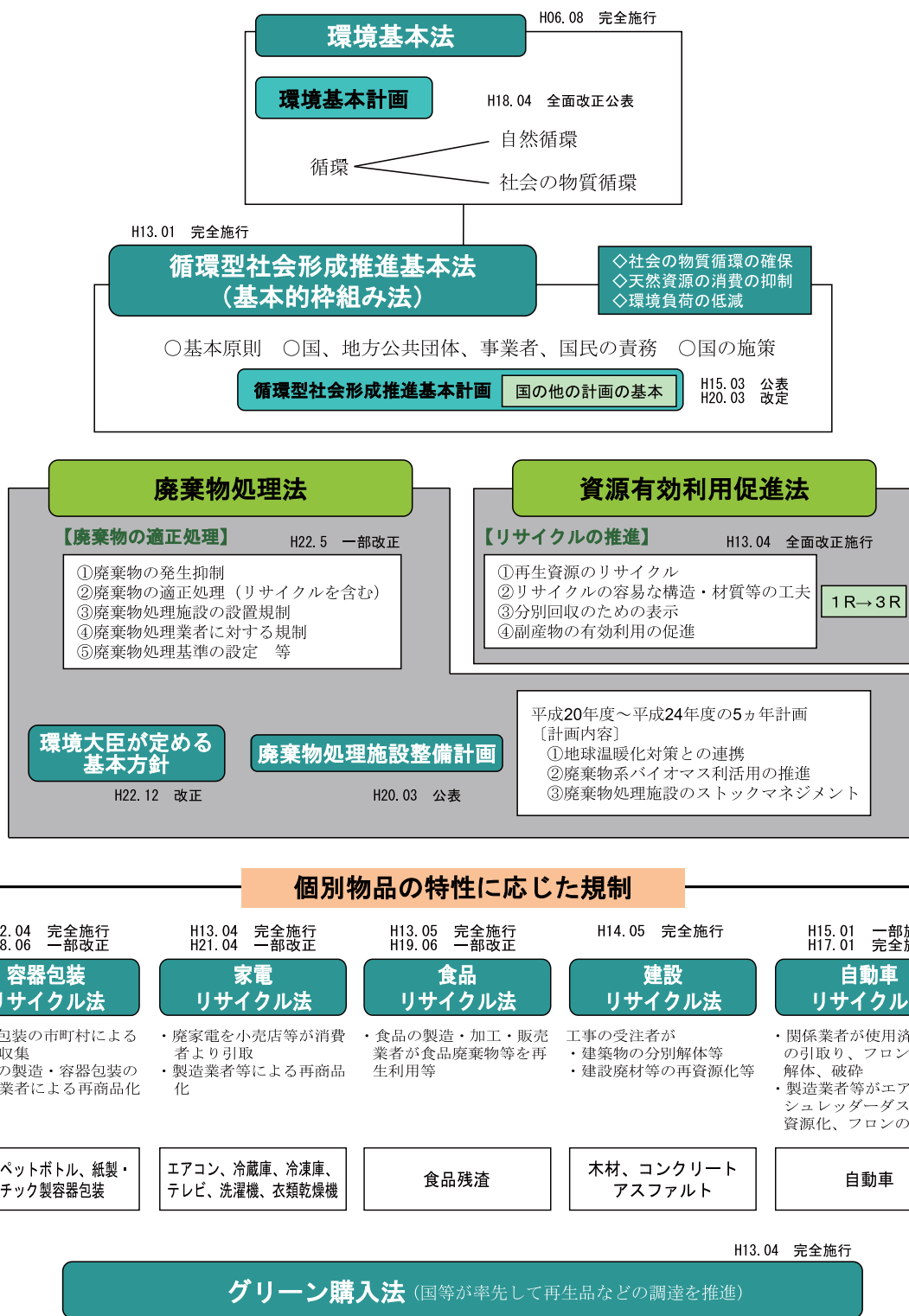


図3 循環型社会の形成を推進するための法体系

2 ● 計画の概要

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。本市におけるごみ処理の現状・課題を踏まえるとともに、清掃審議会における審議を経て、市民・事業者の意見を取り入れ策定されています。

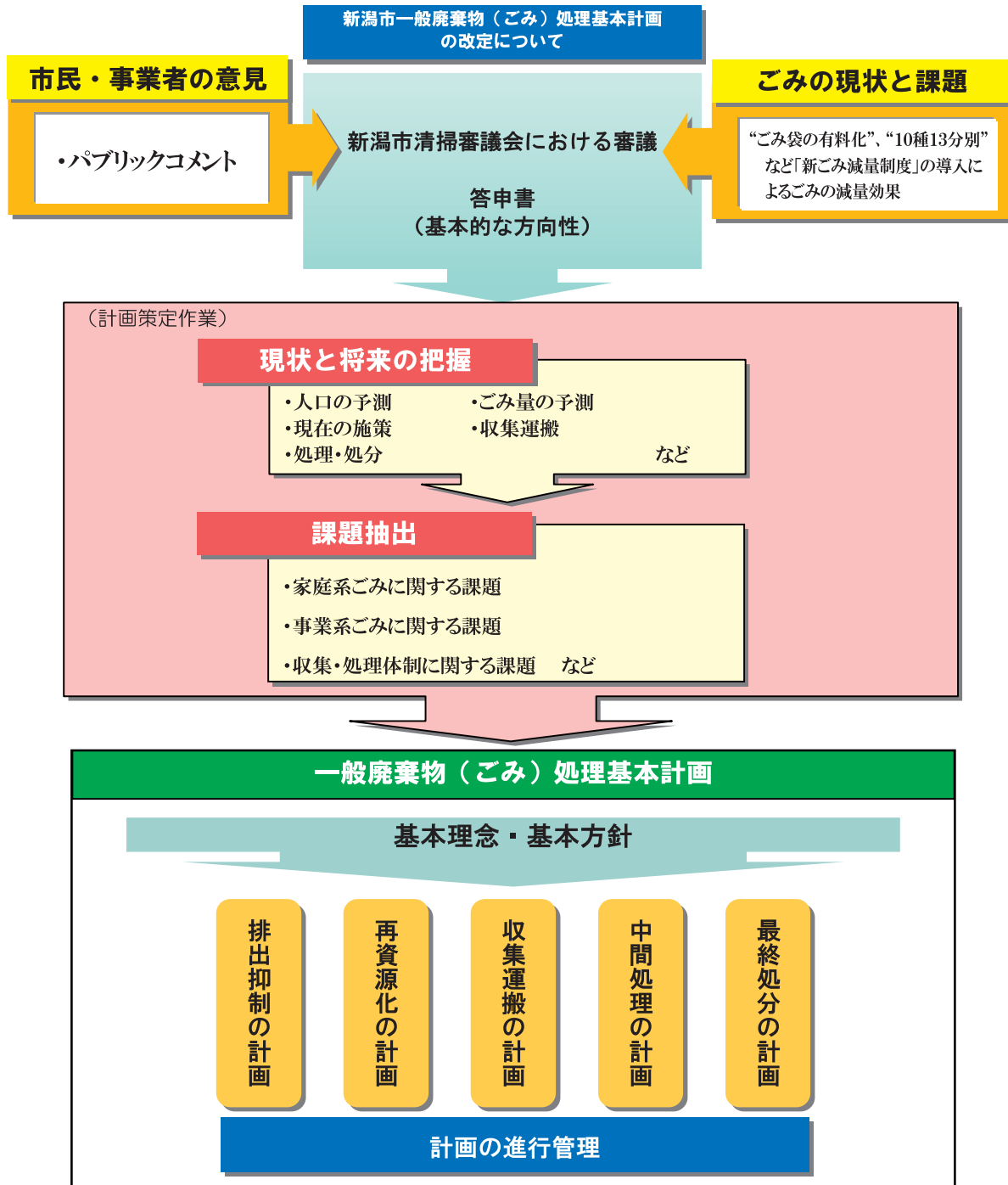


図4 計画概要

3 ● 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度を初年度とし、平成31年度までの8年間とします。計画を着実に推進するために計画期間を2期に分け、平成24年度から平成28年度までを短期計画期間、平成24年度から平成31年度までを長期計画期間とします。

また、中間目標年度においては、短期計画期間の実施状況を踏まえ計画の見直しを行います。

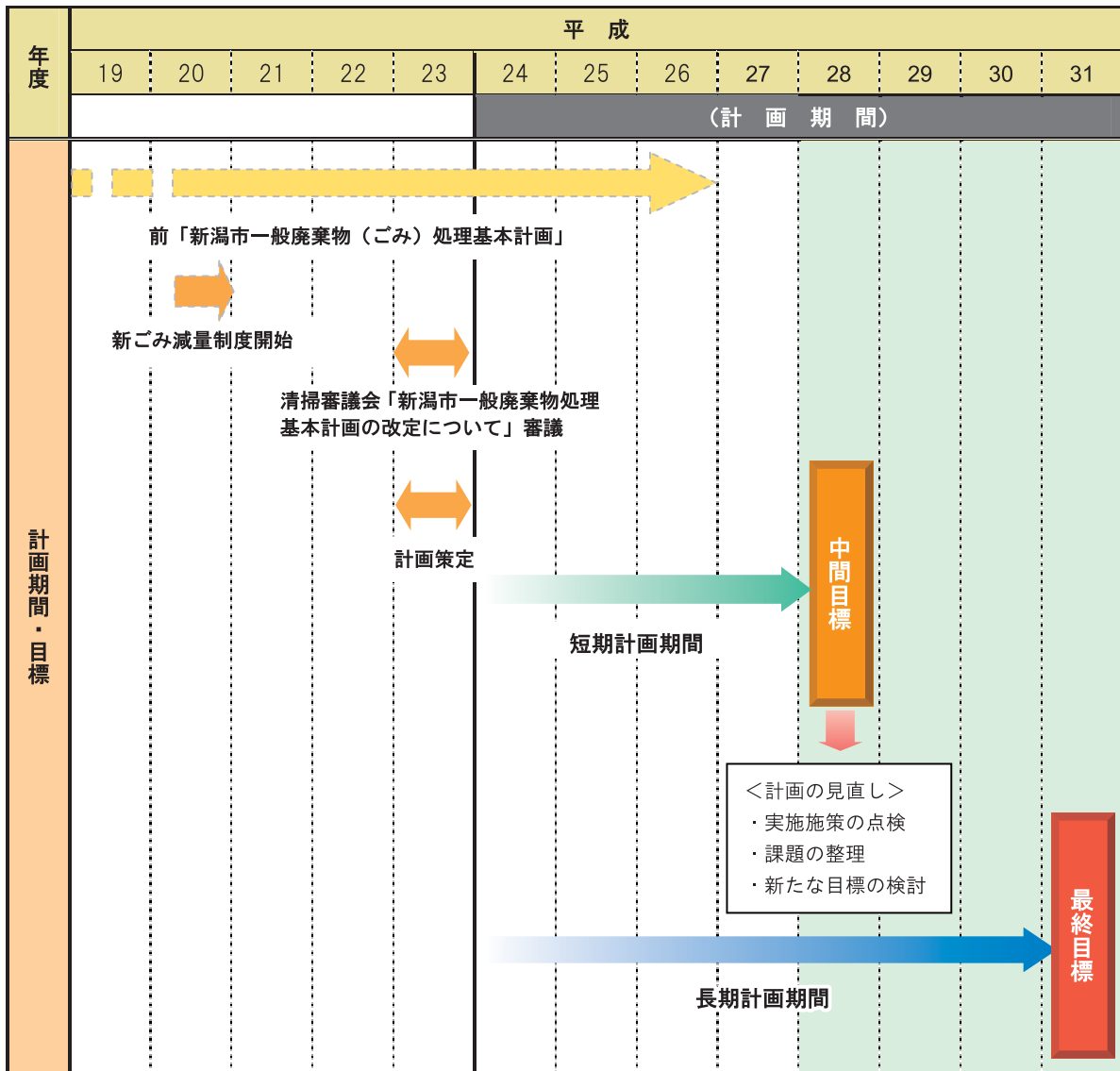


図5 計画期間

4 ● 計画の推進体制

本計画に基づく各種施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、三者の協働のもとに推進していくこととします。

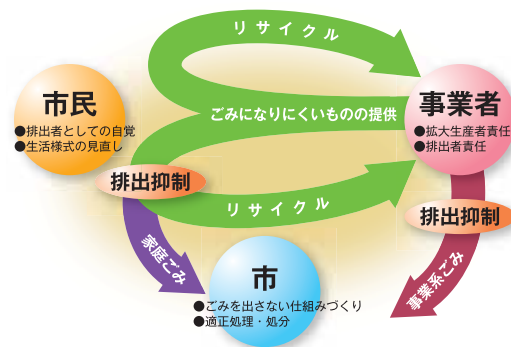


図6 市民・事業者・市の役割のイメージ

市民・NPO等の市民団体の役割

排出者としての責任（市民）

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化・適正処理に向けた取り組みに協力する。
- 地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加する。

積極的な活動とつなぎ手としての役割（市民団体）

- ごみの減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざした3R活動を展開する。
- 市民・事業者・市のつなぎ手としての役割を果たす。

事業者の役割

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をする。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に積極的に取り組んでいく。

排出者としての責任

- 自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進する。
- ごみ減量化・適正処理に向けた各種取り組みに協力する。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が参加できるシステムの構築を推進する。

安全で効率的なごみ処理体制の構築

- 環境負荷の軽減を念頭に、安全で効率的な収集運搬、処理・処分体制の構築を推進する。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進める。

各主体のコーディネーター

- 市民・市民団体・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。

排出者としての責任

- ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を計画的に推進する。

